

お願い！分別し、収集日にゴミ出しを！！

2025年3月から福島市のごみ収集の分別ルールが厳格化され、その結果、ごみ集積所に残置されるゴミが増えています。我が町内会も例外ではなく、町内会役員が残置ゴミを再分別する回数も増えています。ごみを出した後、収集されず残置されている場合はすみやかに持ち帰りください。

ペットボトル → キャップ、ラベルはプラです。

缶・ビンは分別して → リサイクルできる資源物へ

福島市が昨年3月から導入した違反ごみの開封調査に伴う分別の厳格化を巡り、集積場に残されたごみの分別・処理が町内会ら地域住民の新たな負担になっている。回収業者や市がルール違反のごみに違反・警告シールを貼り、排出者が再分別する決まりだが、回収されず集積所に残り続ける地区もある。町内会の役員らが再分別や処理場までの運搬を担う事例も少なくない。住民からは「集積所の適切な管理と市民の負担軽減へ、市は制度を見直してほしい」との声が上がる。

福島のごみ分別厳格化

未回収分の処理、住民負担に

市はごみの分別徹底に向け、ルールを守らずに出されたごみを開封調査している。未分別のごみには回収業者が黄色の違反シールを貼り、1週間後も対応がなければ市が赤色の警告シールを貼付する。それでも1週間放置されていた場合、市職員が開封調査に踏み切る。調査導入と共に分別が「厳格化（市ごみ政策課）」されたことで、集積



違反シールが貼られたごみが多く並ぶ集積所

「市は制度見直しを」

所に残る量が増えた地域もあるという。市内鎌田地区の富塚町内会ではペットボトルのキャップやラベルがそのまま回収されないケースが多いという。残置ごみが増えた場合、月に1回ほど町内会役員が集まり再分別する。高野勝雄会長(75)は「地域の景観を保つためにも、住民には分別を徹底してほしい」と求める。渡利地区の希望ヶ丘町会の岸波清孝顧問(71)は「必ずしも集積所の地域の住民が捨てるには限らない」と推察する。町内会は対策として集積所への防犯カメラ設置を検討している。別の町内会役員は高齢化などで役員の手が不足する中、「ごみの再分別や運搬も仕事に含まれてしまえば、さらに引き受けてもらえなくなる」と懸念する。市内の集積所は町内会やマンション・アパート単位で市に設置を申請する。町内会などが出されたごみを開封したり分別し直したりすることは可能だが、本来は排出者が責任を負わなければならない。市ごみ政策課には残置ごみに関する市民からの相談が寄せられている。担当者は「制度導入から1年がたち課題も見えた。対策を考えなければならぬ」と話した。市によると、3月までの1年間で警告シールが貼られたのは185件。このうち1週間で経過しても改善が見られず、開封調査に踏み切ったのは62件。15件は排出者を特定できたが、残り14件は不明だった。